

議案第 5 5 号

八幡浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

八幡浜市個人情報保護条例（平成 1 7 年条例第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（訂正又は削除の実施） 第 2 0 条の 2 （略） 2 （略） 3 実施機関は、第 1 項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第 1 9 条第 8 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。	（訂正又は削除の実施） 第 2 0 条の 2 （略） 2 （略） 3 実施機関は、第 1 項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

「デジタル改革関連法」の施行により、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されること等に伴い、所要の改正を行うため。

